

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	男女共同参画推進センター	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「埼玉県男女共同参画推進センター保育士派遣業務委託」に係る随意契約において、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者からのみの徴取で契約を締結したことは、不適切であった。	再発防止のため、センター内で財務研修を実施し、職員へ監査結果を周知するとともに、財務規則と出納員研修資料（会計実地検査結果事例）を使用し、随意契約を行う際の見積書の徴取について十分確認し、適切に執行するよう指導徹底した。
農林部	農業技術研究センター	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」（契約金額合計 599,940 円）について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、センターの運営会議で監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の執行にあたっては埼玉県財務規則等の関係法令を十分確認するよう徹底した。 また、担当職員が農林部で実施した財務研修に参加し、産業廃棄物処理委託における会計事務処理の注意点などについて再確認を行った。
警察本部	警察学校	平成 28 年 12 月 16 日 (第 2859 号)	平成 27 年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」（2,592,000 円）の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、契約締結時及び契約後における各種手続の履行を徹底させるため、契約事務チェックシートの中に新たに書面交付等の確認項目を設けるなど、複数人によるチェック体制を確立した。 また、県警本部内全ての財務執行所属に対し、同様の誤りを防止するため、契約事務の正しい履行による財務事務の適切な処理について通知した。